

(公印省略)
学子第35-59号
令和3年9月29日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既にご存じのとおり、9月30日(木)をもって本県を含む19都道府県に対する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の指定が解除されることが決定されました。ただし、「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく本県の警戒度については、依然として感染の再拡大が懸念される状況にあることから、全県で現状の「4」が維持されます。

各市町村におかれましては、貴管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、引き続き、適切な感染拡大防止対策を講じるよう御指導をお願いいたします。また、県保健福祉事務所や市町村衛生担当部局と連携を図りながら、適切に御対応いただきますよう併せてお願いいたします。なお、地域の状況に応じ、登園自粛要請等の御対応をお願いいたします。

※ 警戒度「4」に基づく要請についての詳細は、別添「群馬県『社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)』に基づく要請について(10月1日(金)以降)」を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県Webページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

事務担当：子育て支援係・保育係
TEL：027-226-2622 (子育て支援係)
027-226-2626 (保育係)